

令和 8 年熊本地震
九州地方知事会 緊急提言



令和 8 年 8 月
九州地方知事会

令和 8 年熊本地震からの熊本県等の早期復旧・復興 に向けた緊急提言

7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により、熊本県内において、39 名（8 月 17 日時点）もの尊い人命が失われるとともに、家屋の倒壊など多数の住家被害や上下水道施設等の生活インフラ、高速道路や新幹線等の交通インフラをはじめとするライフラインの損傷など、広範かつ甚大な被害が発生している。

また、被害は、道路、河川、鉄道をはじめ、農作物や農地・農業用施設、医療・社会福祉施設、学校・社会・教育文化施設等、商工業施設等のあらゆる面に及ぶなど、災害発生から約 3 週間が経過した今日でも、住民の生活はもとより、あらゆる産業に深刻な影響を及ぼしている。

国においては、直ちに総力を結集し、迅速な被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害及び特定非常災害の早期指定や予備費支出の迅速な決定をはじめ、様々な取組に尽力いただき、大変心強く感じているところである。

熊本県及び同県内の被災自治体では、人命救助に全力を尽くすとともに、避難活動、救援物資の提供等、できる限りの災害応急対策を講じている。

また、九州地方知事会においては、平成 23 年 10 月に締結した「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づき、熊本県への人的支援を行うなど、九州・山口地域が一丸となって対応している。

現在も、全国の自治体、企業をはじめ国民の皆様から災害ボランティアや義援金などの温かい御支援・御協力をいただきながら、関係機関と連携して、一日も早い被災者の生活再建と地域経済の復興に向け、全力で取り組んでいるところである。

国においては、引き続き、迅速・柔軟かつ効果的な取組が可能となるよう、以下の項目について早期に実現するよう求める。

1 被災者の生活再建及び生活環境の確保に向けた支援の拡充

被災者の経済的負担及び心理的な不安を解消するため、災害弔慰金や災害障害見舞金等を増額すること。

また、被災者生活再建支援金の支給額拡充とともに、現行制度の対象とならない半壊世帯・一部損壊世帯についても支給対象とした上で、住宅だけでなく、生業に不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

加えて、応急仮設住宅の供与対象者について、ライフラインの被災状況に応じた柔軟な取扱いができるよう配慮すること。

さらに、厳しい暑さが続く中、避難所や自宅等で生活する被災者の健康を確保するため、熱中症・感染症対策、心のケア及び要配慮者への支援を継続・強化するとともに、被災した医療・社会福祉施設の早期復旧及び必要な人材の派遣等について、十分な財政的・人的支援を行うこと。

2 公共土木施設の早期復旧と災害に強い交通ネットワークの構築、物流に係る事業者負担の軽減

道路、河川、砂防、港湾、海岸、公園及び上下水道等の公共土木施設について、台風の到来等を見据えた対策を含め、早期復旧に向けた対策を行うとともに、特に上下水道の早期復旧に向けた対策に尽力を講じること。

さらに、災害復旧事業や災害関連緊急事業等の補助対象の拡大等、財政支援を拡充すること。

また、災害時のリダンダンシーを確保するため、東九州自動車道、九州中央自動車道、西九州自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路などの高規格道路の未整備区間の早期解消、暫定2車線区間の4車線化はもとより、高規格道路をつなぐ道路

ネットワークの充実・強化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワークの強化、災害時の代替輸送を担う港湾機能の強化に必要な予算を確保すること。

併せて、甚大な被害を受けた九州縦貫自動車道及び南九州西回り自動車道、九州新幹線、ＪＲ在来線、肥薩おれんじ鉄道線の早期完全復旧に向け、事業者への支援も含めた特段の措置を講じること。

さらに、高速道路・鉄道等の物流網の寸断に伴い、輸送ルートの変更等による輸送コストの増加などの影響を受けている事業者に対して、負担軽減に繋がる資金繰り支援等特段の措置を講じること。

3 熊本県等の観光関連産業及び外食産業への支援

今回の熊本地震による観光関連産業及び外食産業における施設・設備の復旧や営業・雇用の継続に係る十分な財政措置を講じること。

また、熊本県を中心に九州各県で宿泊のキャンセルなどが発生していることに加え、南九州地域においては、九州新幹線や九州縦貫自動車道等の交通の大動脈が寸断されるなど、相当な影響が生じている。

このため、「復興割」の実施など旅行や外食需要の早期回復に向けた観光振興策及び国内外からの誘客策に要する財政支援を影響の度合いに応じて行うとともに、国においても、被災地の現状に関する国内外への正確な情報発信を行うこと。

4 被災企業への支援及び雇用の維持

被災企業の早期復旧及び事業継続のため、なりわい再建支援補助金や自治体連携型補助金、持続化補助金等を予算化し、当該補助金に係る特別な財政支援を行うこと。

さらに、地域経済の牽引役である大企業や中堅企業等についても新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の対象拡大といった特別な財政措置を講じること。

加えて、事業者に寄り添った相談体制の整備等、総合的な支援を行うこと。

また、被災地域の雇用を維持するため、雇用調整助成金制度の更なる拡充と弾力的な運用を図るとともに、雇用保険に係る給付日数の延長や、被災者雇用に対する助成金制度の充実などの措置を講じること。

5 農林水産基盤の早期復旧及び農林水産業に対する支援

経営継続が困難な農林漁業者の経営再建及び共同利用施設等の早期復旧を支援すること。

また、水路等の農業用施設や農地、治山、林道、漁港・漁場等の災害復旧事業等について、今後の台風や大雨による二次災害の防止を含め、早期復旧に向けた対策を講じること。

さらに、令和7年8月豪雨との重複被災者に対して、営農再開に向けて特段の配慮を行うこと。

6 文教施設や文化財の早期復旧

学校等施設・設備の復旧を行うため、専門家の派遣などの支援を行うとともに、財政措置について特段の配慮を行うこと。

また、損壊した文化財等の早期復旧についても、技術的指導や補助率の嵩上げ等、全面的な支援を行うこと。特に、平成28年熊本地震からの復旧途上にある中で再び被災した熊本城をはじめ、被害が甚大でかつ復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、応急措置も含め、その復旧・復興に国が技術面・財政面から全面的に支援すること。

7 緊急的かつ柔軟な財政措置

被災者支援や災害復旧・復興等に多額の経費を要することから、熊本県をはじめ被災市町村が危機的な財政状況に陥ることがないように、特別交付税の別枠措置や新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、過去の大規模災害を踏まえた特別な財政措置を講じること。

また、今回の熊本県のように、過去の大規模災害から復旧を行った又は復興の途中であったにもかかわらず、再度被災した県民・事業者

への特別な財政措置を講じること。

さらに、被災地に対して、全国の多くの地方公共団体から、職員の派遣や物資の提供等を行っていることから、これらの取組に対する財政措置を講じること。

加えて、今後、起こりうる南海トラフ地震をはじめとする大規模地震等に対する復旧・復興に、地方が安心感をもって取り組めるよう、今回の熊本地震に対する特別な財政措置も含めた法制度の整備等、万全の措置を講じること。

令和8年8月

九州地方知事会

会 長 河 野 俊 嗣 (宮崎県知事)

副 会 長 玉 城 デニー (沖縄県知事)

福岡県知事 服 部 誠太郎

佐賀県知事 山 口 祥 義

長崎県知事 平 田 研

熊本県知事 木 村 敬

大分県知事 佐 藤 樹一郎

鹿児島県知事 塩 田 康 一

山口県知事 村 岡 嗣 政